

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 22 日

申請者 氏名又は名称 **名張近鉄ガス株式会社**  
 住所 **三基県名張市桔梗が丘1番町1街区5番地の1**  
 代表者氏名 **代表取締役社長 遠山雅夫**  
 電話番号 **電話0595-65-2366**  
 FAX番号 **FAX0595(65)4096**  
 メールアドレス **nkgsoumu@kintetsugas.co.jp**

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 4 月 22 日

届出者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

名張近鉄ガス株式会社  
三重県名張市桔梗が丘1番町1街区5番地の1  
代表取締役社長 遠山雅夫

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ナバリキンテツガス 名張近鉄ガス株式会社		
住 所	三重県名張市桔梗が丘1番町1街区5番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	トヤマ マコト 代表取締役社長 遠山雅夫		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役社長 大黒 賢宏	代表取締役社長 遠山 雅夫	令和6年3月29日
役員の名		取締役 田中 亮偉	令和6年3月29日
		取締役 浦崎 敏幸	令和6年3月29日
		監査役 行 俊昭	令和6年3月29日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 4 月 22 日

申請者

氏名又は名称

名張近鉄ガス株式会社

住 所

三重県名張市桔梗が丘1番町1街区5番地の1

代表者氏名

代表取締役社長 遠山雅夫

水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

三重県名張市桔梗が丘一番町一街区5番地の1  
名張近鉄ガス株式会社

会社法人等番号	1900-01-009427	
商号	<u>近鉄エル・ピー・ガス株式会社</u>	
	名張近鉄ガス株式会社	昭和49年 2月20日変更
本店	<u>三重県名張市東町2727番地</u>	
	三重県名張市桔梗が丘一番町一街区5番地の1	昭和48年 8月21日変更
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和36年12月14日	
目的	(1) <u>ガス事業</u> (2) <u>液化天然ガス・液化石油ガスの製造及び販売に関する事業</u> (3) <u>ガス機器・給排水設備機器・厨房設備機器・空調設備機器・家庭用電気機器・業務用電気機器の販売、保守、管理及び賃貸</u> (4) <u>電気・管・機械器具設置の工事に関連する設計、監理及び施工</u> (5) <u>不動産の賃貸及び管理</u> (6) <u>防犯・防災機器の販売及び賃貸</u> (7) <u>発電及び電気の供給に関する事業</u> (8) <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u> 平成25年 3月28日変更 平成25年 4月 9日登記	
	1 ガス事業 2 液化天然ガス・液化石油ガスの製造及び販売に関する事業 3 ガス機器・給排水設備機器・厨房設備機器・空調設備機器・家庭用設備機器・業務用設備機器の販売、リース、保守、管理に関する事業並びにエネルギーサービス、生活関連サービスに関する事業 4 電気・管・機械器具設置の工事に関連する設計、監理及び施工 5 不動産の賃貸、管理及び宅地建物取引業 6 防犯・防災機器の販売及び賃貸 7 前各号に附帯又は関連する一切の事業 令和 6年 3月29日変更 令和 6年 4月17日登記	
発行可能株式総数	40万株	

三重県名張市桔梗が丘一番町一街区5番地の1  
名張近鉄ガス株式会社

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20万株	
資本金の額	金1億円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>村 井 宏</u>	令和 2年 3月24日重任
		令和 2年 3月25日登記
		令和 3年 3月26日退任
		令和 3年 3月30日登記
	<u>取締役</u> <u>大 黒 賢 宏</u>	令和 2年 3月24日就任
		令和 2年 3月25日登記
	<u>取締役</u> <u>大 黒 賢 宏</u>	令和 3年 3月26日重任
		令和 3年 3月30日登記
	<u>取締役</u> <u>大 黒 賢 宏</u>	令和 4年 3月30日重任
		令和 4年 4月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>大 黒 賢 宏</u>	令和 5年 3月28日重任
		令和 5年 4月 4日登記
		令和 6年 3月29日退任
		令和 6年 4月17日登記

三重県名張市桔梗が丘一番町一街区5番地の1  
名張近鉄ガス株式会社

	取締役	<u>野村俊一</u>	令和 2年 3月24日就任
			令和 2年 3月25日登記
	取締役	<u>野村俊一</u>	令和 3年 3月26日重任
			令和 3年 3月30日登記
	取締役	<u>野村俊一</u>	令和 4年 3月30日重任
			令和 4年 4月 8日登記
			令和 5年 3月28日退任
			令和 5年 4月 4日登記
	取締役	<u>中之坊健介</u>	令和 2年 7月 1日就任
			令和 2年 7月 3日登記
	取締役	<u>中之坊健介</u>	令和 3年 3月26日重任
			令和 3年 3月30日登記
	取締役	<u>中之坊健介</u>	令和 4年 3月30日重任
			令和 4年 4月 8日登記
			令和 4年 7月15日辞任
			令和 4年 7月20日登記
	取締役	<u>浦崎敏幸</u>	令和 4年 7月15日就任
			令和 4年 7月20日登記
	取締役	<u>浦崎敏幸</u>	令和 5年 3月28日重任
			令和 5年 4月 4日登記
	取締役	<u>浦崎敏幸</u>	令和 6年 3月29日重任
			令和 6年 4月17日登記
	取締役	<u>田中亮偉</u>	令和 5年 3月28日就任
			令和 5年 4月 4日登記
取締役	<u>田中亮偉</u>	令和 6年 3月29日重任	
		令和 6年 4月17日登記	

三重県名張市桔梗が丘一番町一街区5番地の1  
名張近鉄ガス株式会社

	取締役 遠山雅夫	令和6年3月29日就任 令和6年4月17日登記
	兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1467番地の7 代表取締役 大黒賢宏	令和2年3月24日就任 令和2年3月25日登記
	兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1467番地の7 代表取締役 大黒賢宏	令和3年3月26日重任 令和3年3月30日登記
	兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1467番地の7 代表取締役 大黒賢宏	令和4年3月30日重任 令和4年4月8日登記
	兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1467番地の7 代表取締役 大黒賢宏	令和5年3月28日重任 令和5年4月4日登記
		令和6年3月29日退任 令和6年4月17日登記
	兵庫県神戸市東灘区森北町三丁目3番14-602号 代表取締役 遠山雅夫	令和6年3月29日就任 令和6年4月17日登記
	監査役 松尾一哉	令和2年3月24日就任 令和2年3月25日登記
		令和6年3月29日退任 令和6年4月17日登記
	監査役 行俊昭	令和6年3月29日就任 令和6年4月17日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記

三重県名張市桔梗が丘一番町一街区5番地の1  
名張近鉄ガス株式会社

登記記録に関する  
事項

平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により

平成17年 5月13日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和 6年 4月19日

津地方法務局伊賀支局

登記官

瓦 奈 美 代





# 定 款

2024 年 3 月 29 日

名張近鉄ガス株式会社

# 名張近鉄ガス株式会社 定 款

## 第 1 章 総則

(商号)

第1条 当社は、名張近鉄ガス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ガス事業
- (2) 液化天然ガス・液化石油ガスの製造及び販売に関する事業
- (3) ガス機器・給排水設備機器・厨房設備機器・空調設備機器・家庭用設備機器・業務用設備機器の販売、リース、保守、管理に関する事業並びにエネルギーサービス、生活関連サービスに関する事業
- (4) 電気・管・機械器具設置の工事に関連する設計、監理及び施工
- (5) 不動産の賃貸、管理及び宅地建物取引業
- (6) 防犯・防災機器の販売及び賃貸
- (7) 発電及び電気の供給に関する事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を三重県名張市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

## 第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(全部の株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### 第3章 株主総会

(株主総会開催の時期)

第9条 定時株主総会は、毎年3月に開催する。

2. 前項の他、必要があるときは、臨時株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

(議決権の代理行使)

第11条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会に出席させ、議決権を行使させることができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故あるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(株主総会の決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第14条 取締役の員数は、8名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第15条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第16条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集しその議長となる。社長に事故あるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

2. 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することが出来る。
3. 前項の規定は、取締役全員及び監査役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで取締役会を開催することを妨げない。

(取締役会の決議)

第18条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第19条 当社は、会社法 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第5章 監査役

(員数)

第20条 監査役の員数は、2名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第21条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は1年とし、毎年1月1日から翌年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に支払う。

1994年(H6)3月10日改正  
1996年(H8)3月8日改正  
2002年(H14)3月22日改正  
2002年(H14)8月2日改正  
2004年(H16)3月3日改正  
2005年(H17)3月24日改正  
2006年(H18)年7月4日改正  
2008年(H20)3月28日改正  
2012年(H24)3月28日改正  
2013年(H25)3月28日改正  
2024年(R6)3月29日改正

この定款の写しは原本と相違ないことを証明します。

2024年3月29日

三重県名張市桔梗が丘1番町1街区5番地の1

名張近鉄ガス株式会社

代表取締役社長 遠山 雅夫



